

コラム 東京裁判がのこした問題

東京裁判は、マッカーサーがニュルンベルク国際軍事裁判所条例にならって極東国際軍事裁判所条例を制定し、審議の基準とした。裁判官、検事は米、ソなど戦勝九カ国と独立前のインド、フィリピンから任命され、日本人は弁護団に加えられたにとどまった。裁判では戦争指導者個人の責任が「平和に対する罪」として裁かれた。裁判の根拠はポツダム宣言第十項であるが、当時、戦争犯罪人という言葉は、捕虜虐待や非戦闘員の殺傷など「通例の戦争犯罪」をおかしたものを意味すると考えられていた。

日米合同の弁護団は、「平和に対する罪」という新しく導入された法理^{ほうり}を、さかのぼって適用するのは不当であるとして、裁判の冒頭に異議を申立てたが、裁判所はそれを却下して裁判を進めた。

判決のさい、インド、オランダなど五カ国の裁判官は少数意見を提出した。そのうち、インドのパルは、事後法の遡及を違法とし、全被告を無罪と判定する意見書を書いた。

その後、国際連合では従来国際法に規定されていなかった「平和に対する罪」を国際犯罪として立法化するため、ニュルンベルクの裁判所条例と判決の原則を法的に確立しようと検討を重ねた。しかし、未だに正式に法典化されていない。

ニュルンベルク裁判にならった東京裁判の法理は、その後の国際社会で十分に確立されるにいたっていないのである。

【指摘事由】極東国際軍事裁判については、さまざまな議論があり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている。

コラム 東京裁判と国際平和

東京裁判は、マッカーサーがニュルンベルク国際軍事裁判所条例にならって極東国際軍事裁判所条例を制定し、審議の基準とした。裁判官、検事は米、ソなど戦勝九カ国と独立前のインド、フィリピンから任命され、日本人は弁護団に加えられたにとどまった。裁判では戦争指導者個人の責任が「平和に対する罪」として裁かれた。裁判の根拠はポツダム宣言第十項(一五二頁)であるが、当時、戦争犯罪人という言葉は、捕虜虐待や非戦闘員の殺傷など「通例の戦争犯罪」をおかしたものを意味すると考えられていた。

日米合同の弁護団は、「平和に対する罪」という新しく導入された法理ほうりを、さかのぼって適用するのは不当であるとして、裁判の冒頭に異議を申立てたが、裁判所はそれを却下して裁判を進めた。

判決のさい、インド、オランダなど五カ国の裁判官は少数意見を提出した。そのうち、インドのパルは、事後法の遡及を違法とし、全被告を無罪と判定する意見書を書いた。一方、オランダのレーリンクはのちに、戦争の禁止と「平和に対する罪」というのは、人類存続のための条件にほかならないと述べた。

その後、国際連合では従来国際法に規定されていなかった「平和に対する罪」を国際犯罪として立法化するため、ニュルンベルクの裁判所条例と判決の原則を法的に確立しようと実現に向けて努力している。